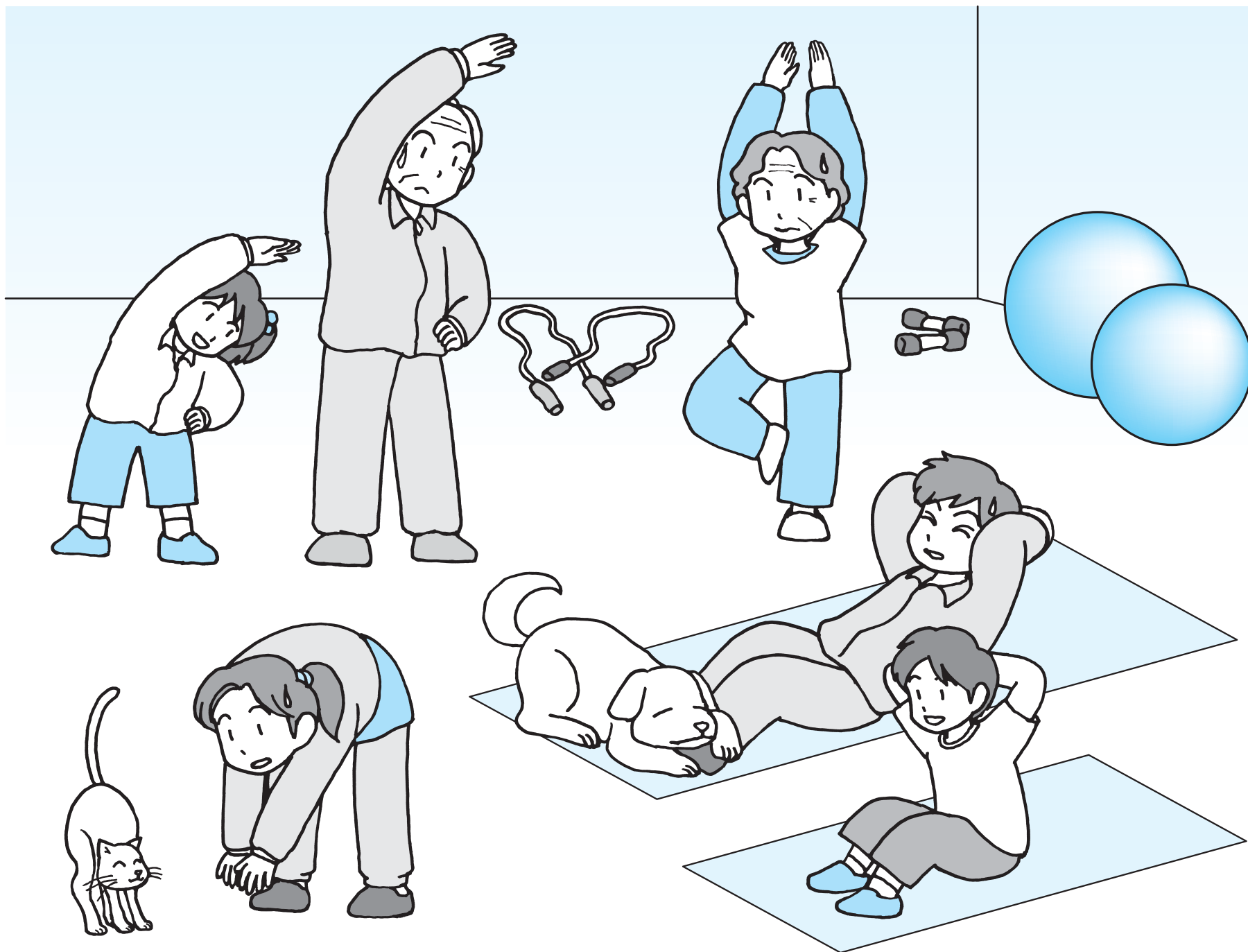


みんなの国民年金

平成21年度国民年金特集号



年金は世代と世代の支え合い

草加市の国民年金

●年金加入状況（平成21年9月末日現在）

国民年金 第1号被保険者数（任意加入者含む）……38,656人
第3号被保険者数……20,284人

●年金受給状況（平成20年度老齢、遺族、障害、福祉等の各年金）

受給者数……40,611人
年金額……257億3873万円

※人口：242,132人 世帯数：104,338世帯（平成21年10月1日現在）

草加市

国民年金の手続きはお済ですか？

国民年金は20歳から60歳になるまでのすべての方が必ず加入する制度です。
加入の種類は3つあり、就職や結婚などにより加入の仕方が変わることがあります。
その都度、きちんと届出をしないと将来の年金が減ったり、受けられなくなる場合もあります。

人生の節目には、年金の届出をお忘れなく!!

第1号被保険者



農業・自営業、学生、フリーター、家事手伝いなどの方

加入手続

保険年金課・各サービスセンター

保険料は

平成21年度 月額 14,660円

国(社会保険庁)から送付される納付案内書により、全国の銀行・郵便局・農協・信用金庫・信用組合・労働金庫・コンビニエンスストア等で納めることができます。
※納付が困難な場合には、免除制度があります。保険年金課の年金窓口でご相談ください。

希望すれば加入できる人
(任意加入の第1号被保険者)

◎受給資格期間の足りない人や過去に未納期間などがあり満額の老齢基礎年金が受けられない人で日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の人
◎海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人
◎昭和40年4月1日以前に生まれた人で、受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の日本国内に住んでいる人または海外に住んでいる日本人(ただし、受給資格期間を満たすまで)

第2号被保険者



厚生年金、共済組合に加入している方

加入手続

勤務先

保険料は

標準報酬月額×保険料率
(事業主と被保険者が折半で負担)

保険料は、給与から差し引かれ、加入している年金制度から拠出金として国民年金制度へ負担します。

第3号被保険者



第2号被保険者に扶養されている配偶者(年収130万円未満)

加入手続

配偶者の勤務先

保険料は

配偶者(第2号被保険者)の加入している年金制度から国民年金制度へ拠出しているの
で、個人で納める必要はありません。

※配偶者の扶養からはずれる事由(収入の増加、離婚等)が発生した場合、第1号被保険者となりますので必ずお届けが必要になります。

第1号被保険者の保険料

定額保険料(平成21年度)……月額 14,660円

付加保険料 ……………月額 400円

(希望により納めることができます。定額保険料に上乗せして納めることで、老齢基礎年金を受け取る際、加算されます。)

保険料の納め方

- 毎月の保険料は翌月末日までに納めます。また、前納(前払い)を利用すると保険料が割引になります。
※年度途中からでも年度末の3月分までを一括納付すると割引になります。
- その他、口座振替納付及びクレジットカード納付(毎月当月分を立替納付)の納付方法もご利用できます。

保険料を前納したときの各納付方法での割引額の比較(1年前納した場合)						
納付書払い			口座振替払い		クレジットカード納付	
毎月納付	前納額	割引額	前納額	割引額	前納額	割引額
175,920円	172,800円	3,120円	172,230円	3,690円	172,800円	3,120円

毎月納付の金額は、平成21年度(12か月分)の総額です。
※口座振替では、毎月の保険料を当月振替払いにすることにより、月々50円が割引されます。



保険料を納めることが困難な場合、免除制度があります。

- 法定免除 障害年金や生活扶助を受けている方は、届出をすることで免除になります。
- 申請免除 所得が少なく、保険料を納めることが困難なときは、申請し承認を受けることで保険料の全額又は一部が免除になります。

申請免除の種類	免除基準(前年度所得額)	所得審査対象者	備考
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円	本人・配偶者・世帯主	申請免除・若年者納付猶予・学生納付特例を受けた期間は、受給資格期間(25年以上)に算入されますが、その期間の老齢基礎年金額は右表のよう に減額されます。
4分の3免除 (保険料4分の1納付)	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	本人・配偶者・世帯主	
半額免除 (保険料2分の1納付)	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	本人・配偶者・世帯主	
4分の1免除 (保険料4分の3納付)	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	本人・配偶者・世帯主	
若年者納付猶予 (30歳未満)	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円	本人・配偶者	
学生納付特例	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	本人	

■保険料免除(猶予)期間と年金額

※平成21年3月以前						※平成21年4月以降					
全額納付	1/4免除	半額免除	3/4免除	全額免除	若年者納付猶予・学生納付特例	全額納付	1/4免除	半額免除	3/4免除	全額免除	若年者納付猶予・学生納付特例
全額	5/6	2/3				全額	7/8	3/4			
			1/2	1/3					5/8	1/2	

いずれの期間も受給資格期間に算入

ただし、一部免除の承認を受けた期間に一部保険料を納めていない場合、未納期間扱いとなり、受給資格期間に算入されませんのでご注意ください。

- 申請免除・若年者納付猶予・学生納付特例のポイント これらの期間は、10年以内であれば、後から保険料を納めること(追納)ができ、追納された期間は全額納付と同じ年金額となります。保険料の追納額は、免除等を受けた年度から起算し、3年度目以降に納める場合は当時の保険料に加算額が上乗せされます。

国民年金基金

税制上の優遇や国からのバックアップを受けている公的な年金制度です。国民年金に上積みしてさらに豊かな老後を保障します。

☆ポイント

- 一般の個人年金に比べて掛金が割安です。
- 掛け金は全額社会保険料控除され、税金が軽減されます。
- 何口からでも加入でき、増減も自由です。
- ☆加入できる方は
- 埼玉県在住で、国民年金保険料を納めている20歳以上60歳未満の方

問合せは 埼玉県国民年金基金

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-2松栄浦和ビル2F

0120-65-4192

http://www.kokunenkin.or.jp

国民年金の給付

1 老齢基礎年金

保険料を納めた期間などが25年以上ある人が65歳から受けられます。

繰上げ請求・繰下げ請求

●年金を受給するには、次のような受給資格期間が

- ①国民年金保険料を納めた期間
- ②国民年金保険料の全額免除、一部免除、若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間
- ③第3号被保険者期間
- ④厚生年金や共済組合の加入期間
- ⑤任意加入できる人が加入しなかった期間（合算対象期間）

あわせて(①+②+③+④+⑤)=25年以上必要

●合算対象期間とは 昭和36年4月以降の次の期間などをいいます。(ただし、受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。)

- 1) 厚生年金保険、船員保険、共済組合加入者の配偶者で任意加入しなかった期間（昭和61年3月まで）
- 2) 学生で任意加入しなかった期間（平成3年3月まで）
- 3) 海外に住んでいた期間
- 4) 厚生年金などから脱退手当金を受けた期間（昭和61年3月まで）

基礎年金は原則65歳からですが、希望すれば60歳からでも減額した年金を受けられます(ただし、障害基礎年金が受けられなくなるなど給付制限があります)。また、66歳から70歳の間、受け取る年齢を遅らせて増額した年金を受けることもできます。

●なお、一度繰上げ請求すると、生涯減額した年金を受けることになります。

★昭和16年4月1日以前に生まれた人(増減率が年単位)

請求年齢	減額率	請求年齢	増額率
60歳	42%	66歳	12%
61歳	35%	67歳	26%
62歳	28%	68歳	43%
63歳	20%	69歳	64%
64歳	11%	70歳	88%

★昭和16年4月2日以降に生まれた人(増減率が月単位)

●繰上げ減額率=0.5%×繰上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数

●繰下げ増額率=0.7%×繰下げ月数

年金額を計算してみよう

$$792,100円 \times \frac{\text{納付済期間(月)} + \frac{1}{4}\text{免除期間(月)} \times 5/6 + \frac{\text{半額免除期間(月)}}{2} \times 2/3 + \frac{3}{4}\text{免除期間(月)} \times 1/2 + \frac{\text{全額免除期間(月)}}{3} \times 1/3}{480\text{月(40年間)}} = \text{年金額(円)}$$

(100円未満の端数処理50円以上切上)

※平成21年4月以降の年金額を計算する場合は、1/4免除の場合5/6を7/8、半額免除の場合2/3を3/4、3/4免除の場合1/2を5/8、全額免除の場合1/3を1/2と読み替えて計算してください。

2 遺族基礎年金

亡くなった人が、次のいずれかの要件(①～③)に該当し、その人に生計を維持されていた子のある妻または子に支給されます。
※子は、18歳到達年度末までの間にある子か、20歳未満で障害基礎年金に該当する程度の障害がある子

- ①国民年金加入中の人が亡くなったとき
- ②国民年金に加入していた人で日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人が亡くなったとき
- ③老齢基礎年金の受給権者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている人が亡くなったとき

●保険料納付要件(①・②の場合のみ必要)

死亡日の前々月までの加入期間のうち、保険料を3分の2以上納めている(免除・猶予期間等も含む)こと。または、死亡日の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと。

年金額 792,100円+子の加算

3 障害基礎年金

国民年金に加入しているときに初診のある病気やけがで障害者になったとき(過去に被保険者であった人で、60歳以上65歳未満の人が日本国内に住んでいる間に障害者になったときを含む)障害の程度が障害認定日(初診日から1年6ヶ月を経過した日、または、症状が固定した日)に国民年金法に定める1級または2級の状態にあり、一定の保険料納付要件を満たしている場合に支給されます。

なお、障害認定日に該当しなくても、65歳になるまでに症状が悪化し、1級または2級の状態になった場合(65歳までに請求)も支給されます。

●保険料納付要件

障害のもととなった病気やけがで初めて診療を受けた日(初診日)の前日において、初診日の前々月までの加入期間のうち、保険料を3分の2以上納めている(免除・猶予期間等も含む)こと。または、初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと。

年金額

- 1級.....990,100円
 - 2級.....792,100円
- +子の加算

国民年金の独自給付 第1号被保険者の方へ

付加年金

●国民年金第1号被保険者が加入できます。
(ただし、国民年金基金加入者は加入できません。)

●付加年金は、月額400円の付加保険料を納めることにより、次の式によって計算された額が、老齢基礎年金に加算されます。

$$\text{(加算額)} = 200\text{円} \times \text{付加保険料納付月数}$$

寡婦年金

- 第1号被保険者として、保険料を25年以上納めた(免除を含む)夫が年金を受けることなく亡くなったとき、妻が60歳から65歳になるまでの間支給されます。ただし、10年以上の婚姻期間が必要です。
- 年金額は、夫が受けられるはずであった老齢基礎年金額の4分の3の額です。

死亡一時金

●第1号被保険者としての保険料を納めた月数と保険料の免除を受けた月数(4分の1免除は免除期間の4分の3に相当する月数、半額免除は免除期間の2分の1に相当する月数、4分の3免除は免除期間の4分の1に相当する月数)を合算した月数が36月以上ある人が年金を受けずに亡くなったとき、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合、亡くなった人と生計を同じにしていた遺族に支給されます。死亡一時金を受ける権利は、2年を経過すると時効により消滅します。

保険料納付済月数	死亡一時金の額
36月以上180月未満	120,000円
180月以上240月未満	145,000円
240月以上300月未満	170,000円
300月以上360月未満	220,000円
360月以上420月未満	270,000円
420月以上	320,000円

